

別紙3(第7条関係)

会議結果のお知らせ

令和5年度第1回宮古市都市計画審議会を、次のとおり開催しました。

令和5年11月7日

宮古市都市計画審議会

1 開催日時

令和5年11月1日(水) 午前10時30分から午前11時35分

2 開催場所

宮古市市民交流センター 2階 多目的ホール

3 議題

議案第1号 宮古都市計画地域地区(用途地域)の変更について(諮問)

説明(1) 現在進行中の都市計画手続きについて

説明(2) 立地適正化計画策定の進捗状況について

4 会議の概要

議案第1号 宮古都市計画地域地区(用途地域)の変更について(諮問)

- ・ 原案のとおり決定した。

5 問い合わせ先

宮古市 都市整備部 都市計画課 管理計画係

電話 0193-68-9108

令和5年度第1回宮古市都市計画審議会 会議録

1 開催日時	令和5年11月1日(水) 午前10時30分から午前11時35分
2 場所	宮古市市民交流センター 2階 多目的ホール
3 案件	議案第1号 宮古都市計画地域地区(用途地域)の変更について(諮問) 〔宮古市決定〕
4 出席者	<p>〔審議会委員〕</p> <p>宇佐美 誠史 (岩手県立大学総合政策学部准教授(会長)) 中嶋 勝司 (宮古市議会議員) 木村 誠 (宮古市議会議員) 小島 直也 (宮古市議会議員) 鳥居 晋 (宮古市議会議員) 石井 真吾 (国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長) 代理出席:小岩 孝行(三陸国道事務所調査課長) 小岩 利弘 (国土交通省東北地方整備局釜石港湾事務所長) 代理出席:佐々木 武(釜石港湾事務所副所長) 飛澤 教男 (宮古市農業委員会会長) 代理出席:阿部 剛夫(宮古市農業委員会会長職務代理者) 櫛桁 彩子 (公募委員) 戸田 麻子 (公募委員)</p> <p>〔事務局〕</p> <p>藤島 裕久 (都市整備部長) 盛合 弘昭 (都市整備部都市計画課長) 佐々木 信吾 (都市整備部都市計画課管理計画係長) 花坂 真吾 (都市整備部都市計画課まちづくり推進係長) 佐々木 大輔 (都市整備部都市計画課管理計画係主任) 石黒 奈穂 (都市整備部都市計画課管理計画係主事)</p>
5 欠席者	<p>鴨志田 直人 (岩手大学工学部准教授) 田代 勝久 (宮古市議会議員) 伊藤 秋彦 (沿岸広域振興局宮古土木センター所長) 花坂 康太郎 (宮古商工会議所会頭)</p>
6 傍聴人	なし
7 会議内容	【別紙】のとおり。

【別紙】

発言者	内 容
事務局	<p>1 開会</p> <p>皆様、本日はご多忙のところ、宮古市都市計画審議会にご参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回宮古市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議ですが、現在、審議会委員総数14名のうち10名のご出席をいただいております。従いまして、宮古市都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数に達し、会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>なお、鴨志田委員、田代委員、伊藤委員、花坂委員につきましては、都合により欠席する旨のご連絡をいただいております。</p> <p>また、本日は、三陸国道事務所・石井所長の代理として調査課長の小岩様、釜石港湾事務所・小岩所長の代理として副所長の佐々木様、農業委員会・飛澤会長の代理として職務代理者の阿部様が出席されております。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の資料は、事前にお送りしました</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・令和5年度第1回都市計画審議会議案書 ・令和5年度第1回宮古市都市計画審議会 議案第1号 ・宮古都市計画地域地区(用途地域)の変更について(諮問)という色刷りの資料 <p>本日配布いたしました</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員名簿 ・参考資料1 意見書 ・参考資料2 工業専用地域 立地企業アンケート ・立地適正化計画策定の検討状況について <p>以上になります。会議資料等が不足してありましたら、事務局までお知らせください。</p>
事務局	<p>2 挨拶</p> <p>それでは、開会に当たり、都市整備部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
事務局(宮古市都市整備部長)	<p>本日は、今年度の第1回宮古市都市計画審議会でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、何かとお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の議題は、上鼻地区・磯鶏地区における用途地域の見直しに係る諮問でございます。</p> <p>本件につきましては、7月下旬から8月上旬にかけ、3回の市民説明会を実施し、8月8日から23日まで、案の縦覧を行いました。結果とし</p>

発言者	内 容
	<p>て、案そのものに対する反対意見はございませんでした。</p> <p>本日ご審議をいただき、ご了承をいただいたうえで、岩手県知事との協議を経て、都市計画の変更告示を行いたいと考えています。</p> <p>また、後ほど事務局からの説明もございますが、今年度中には、本件の他に、臨港通、港町、日立浜町及び藤原ふ頭における都市計画区域への編入、臨港地区の変更、用途地域の変更の予定もございます。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>さらには、昨年度から取り組んでおります立地適正化計画の進捗状況につきましても報告させていただきます。</p> <p>本日の会議におきましても、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆様、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>ただいま、本日の審議事項についてご説明いただきましたが、そもそも都市計画審議会は、宮古市民の生活や産業活動など、いろいろな活動がしっかりできるように土地利用をどう定めていくかという大きなものとなっています。たくさん議論を交わしていただいて、しっかり反映させていければいいなと思っています。</p> <p>後半は、これまで議論してきた立地適正化計画についての話も出てきますので、思っていることが何かございましたら、お話しいただければと思います。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは議事に入らせて頂きたいと思ひます。これからの進行は、都市計画審議会条例第4条第2項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>3 議事</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>当審議会の審議に関しましては、「宮古市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づきまして、原則として公開することとしています。</p> <p>案件によっては、例外的に非公開とする場合がありますが、本日の案件が公開に適する案件かどうかについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回の案件は、審議会等における公正かつ円滑な議事運営に対して著しい支障を生ずるおそれが予想される案件ではございません。従いまして、会議を公開すべきものと考えております。</p>

発言者	内 容
議長	<p>本日の会議は事務局から説明があったとおり、全部公開といたしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。</p> <p>－異議なし－</p> <p>本日の会議は、全部公開することに決定しました。 それでは、本日の議案の審議に入ります。 議案第1号「宮古都市計画地域地区(用途地域)の変更について(諮問)〔宮古市決定〕」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号「宮古都市計画地域地区(用途地域)の変更について(諮問)〔宮古市決定〕」</p> <p>－資料説明－</p>
議長	<p>説明が終わりました。 ご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>市民にとっては良いことなんじゃないですかね。本当はもっと早く変更してもらいたかったのですけれど。地主さんたちは期待していると思います。周りに及ぼす影響は多少あると思いますが、良い方向に働くと思います。磯鶏地区に関しては、用途が広がって、物販もできるようになるので、若干地価が上がるでしょうが、それは仕方ないことです。これは自然なことだと思います。しかし、それによって経済が回るようになると思うので、早く決定して施行した方が良いと思います。</p> <p>意見書については、他に同業者が来るのが嫌だということなのではないでしょうか。市の判断は、これで良いと思います。</p> <p>特に悪いことが起きることはないと思います。私はこれで良いと思います。</p>
議長	<p>確認ですが、騒音基準はどの時間帯も満足できるということなのですよ。</p>
事務局	<p>明確な現地調査は行っていませんが、現時点で十分クリアしていると理解していました。住宅が隣接しているという現状がありますので、既存企業も騒音等の対策はすでに実施されていると伺っています。</p>
議長	<p>そうですね、どちらもそもそも住宅地に隣接しているところで、これまでも特に問題ないということですよ。</p>
委員	<p>提出された意見書の意見は、今回は取り上げないということでしたが、間違いはないですか。</p>

発言者	内 容
事務局	委員のおっしゃるとおりです。
委員	意見書に記載している「カラオケ・マージャン・パチンコなどの風俗店営業にかかわる出店を制限していただきたい」という意見を採用しない理由の1つは、この地域でパチンコ店を営業している会社から提出されたものだからだと理解したのですが、それも間違いはないですか。
事務局	意見書の提出者は、磯鷄地区の近隣で同様の施設を営業していますので、自社都合と受け止めました。委員のおっしゃるとおりです。
委員	わかりました。もし、そのような企業が出店したいと言ったとき、断るのはどうかと思うので、この意見書は、今のところ却下して良いと思います。
議長	ちなみに、今の土地利用の状況で、パチンコ店の出店が見込めそうな場所はあるのでしょうか。
委員	ありますね。
議長	そうすると、この変更によって、出店を考える会社も出てくるかもしれないということですね。
委員	事前に現場を見て、「この土地はこうだ」とわかっていれば質問しなくて良いことなのですが、磯鷄地区は、12年前の東日本大震災で材木が流れたところが約半分を占めていると思います。その後、津波対策として堤防がしっかり整備されましたし、土地の利用については大丈夫だと思っています。今回の対象範囲で、カタカナのアのような形でへこんでいるところがあります。その部分の隣接地域との境界は、これで良いのでしょうか。何か理由がありますか。
事務局	今回の変更は、範囲をそのままにして、用途地域のみ変更するものです。もともとの工業専用地域の形が図のとおりとなっており、隣の地域には住宅も張り付いているので、範囲は現状のままにしたいと考えています。
議長	<p>ご意見等も出尽くしたようですので、それでは、議決を取りたいと思います。ご異議がなければ、議案第1号「宮古都市計画地域地区(用途地域)の変更について(諮問)〔宮古市決定〕」につきまして、案のとおり認めることとし、答申することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>－異議なし－</p> <p>なお、答申につきましては、会議終了後、本日付けで答申書を作成し、私から市長に答申したいと考えておりますので、ご一任いただければと</p>

発言者	内 容
事務局	<p>5 閉会 会長ありがとうございました。 以上をもちまして、令和5年度第1回宮古市都市計画審議会を閉会させていただきます。 本日は誠にありがとうございました。</p>